○政治資金適正化委員会告示第二十九号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年五月二十日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四〇九二	嶋田　昌史	四四四五　二八、　四、一二	

○政治資金適正化委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年五月二十日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
九九七	西尾　達郎	二八、　四、二六	本人からの申請

○法務省告示第二百三十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年五月二十日　法務大臣　岩城　光英

氏　名　エズラ・ベンジャミン・ボルト
生年月日　千九百六十九年十月三日

○法務省告示第二百三十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年五月二十日　法務大臣　岩城　光英

氏　名　リチャード・チョル・キム
生年月日　千九百七十四年三月二十三日

○法務省告示第二百四十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年五月二十日　法務大臣　岩城　光英

氏　名　コナル・イアン・マクファディエン
生年月日　千九百八十五年十月二十日

○法務省告示第二百四十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、フィリピン共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年五月二十日　法務大臣　岩城　光英

氏　名　ジェイソン・ホセ・レスレクション・ジャオ
生年月日　千九百七十六年四月二十五日

○法務省告示第二百四十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十八年五月二十日　法務大臣　岩城　光英

一　指定を受けた者
氏　名　ジェイソン・ホセ・レスレクション・ジャオ
生年月日　千九百七十六年四月二十五日
二　指定をした特定外国法
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの
アメリカ合衆国ニューヨーク州において効力を有し、又は有した法

○外務省告示第百六十九号

平成二十八年五月十日にワガドゥグーで、トーゴ―ブルキナファソ間通関システム相互接続計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が西アフリカ経済通貨同盟との間に行われた。

平成二十八年五月二十日　外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　トーゴ―ブルキナファソ間通関システム相互接続計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　一億九千五百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年五月三十一日
4　署名者
日　本　側　二石昌人在ブルキナファソ大使
西アフリカ経済通貨同盟側　シェイック・ハジブ・スマレ委員長

○外務省告示第百七十号

平成八年五月三日にジュネーブで採択された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（千九百九十六年五月三日に改正された議定書Ⅱ）」の締約国につき、平成二十八年四月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十年十二月二日外務省告示第六百三十二号よりの追加）。

締約国	拘束されることに同意する旨の通告の日	当該締約国についての発効日
バチカン市国	平成九年七月二十二日	平成十年一月二十二日
ブルガリア共和国	平成十年十二月三日	平成十一年六月三日
ポルトガル共和国	平成十一年三月三十一日	平成十一年九月三十日
パナマ共和国	平成十一年十一月三日	平成十二年五月三日
アメリカ合衆国	平成十一年五月二十四日	平成十一年十一月二十四日
セネガル共和国	平成十一年十一月二十九日	平成十二年五月二十九日
スロバキア共和国	平成十一年十一月三十日	平成十二年五月三十日
ウクライナ	平成十一年十二月十五日	平成十二年六月十五日
エルサルバドル共和国	平成十二年一月二十六日	平成十二年七月二十六日
コロンビア共和国	平成十二年三月六日	平成十二年九月六日
エストニア共和国	平成十二年四月二十日	平成十二年十月二十日
セーシェル共和国	平成十二年六月八日	平成十二年十二月八日
エクアドル共和国	平成十二年八月十四日	平成十三年二月十四日
バングラデシュ人民共和国	平成十二年九月六日	平成十三年三月六日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十二年九月六日	平成十三年三月六日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成十二年九月七日	平成十三年三月七日
モルディブ共和国	平成十二年九月七日	平成十三年三月七日
イスラエル国	平成十二年十月三十日	平成十三年四月三十日
ニカラグア共和国	平成十二年十二月五日	平成十三年六月五日